

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 五三
  - 生活保護法による指定介護機関の名称を変更した旨届出があった件 五三
  - 生活保護法による指定介護機関の事業を再開した旨届出があった件 五四
  - 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 五四
  - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 五四
  - 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 五五
  - 道路の供用を開始する件二件 五五
  - 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件 五五
  - 公 告**
  - 落札者を決定した件二件 五七
  - 福島県選挙管理委員会 五七
  - 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 五八
  - 福島県人事委員会 五八
  - 平成二十七年福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験（第二回）を行う件 五九

## 告 示

**福島県告示第六百六十六号**  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十

四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。  
 平成二十七年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変 更 前	変 更 後		
猪苗代町指定訪問介護事業所	耶麻郡猪苗代町 大字磐里字六角 七八一	耶麻郡猪苗代町 大字千代田字中 島二六一二	社会福祉法人猪苗代町社会福祉協議会	耶麻郡猪苗代町 大字千代田字中 島二六一二
元氣サポート訪問看護ステーション	福島市小倉寺字 中ノ内一〇一	福島市御山字松 川原一二二	医療法人 慈正会	福島市笹谷字稲 場二二一四

（社会福祉課）

### 福島県告示第六百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の名称を変更した旨届出があった。  
 平成二十七年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
うさぎ薬局せのうえ店	うさぎ薬局せのうえ店	福島市瀬上町字寺前一一二
うさぎ薬局とやの店	クオール薬局とやの店	福島市島谷野字宮畑六五一二

うさぎ薬局野田町店 クオール薬局野田町店 福島市野田町一―一三一―五四

(社会福祉課)

福島県告示第六百六十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を再開した旨届出があった。

平成二十七年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	再開年月日	サービスの種類
元氣ボート訪問看護ステーション	福島市小倉寺字中ノ内二〇一	医療法人 慈正会	福島市笹谷字稲場二三一―四	平成二七年五月一日	訪問看護 居宅療 養管理指 導 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導 介 護 予 防 訪 問 看 護

(社会福祉課)

福島県告示第六百六十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十七年九月十五日から平成二十八年一月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び泉崎村事業課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ツルハドラッグ福島泉崎店 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸百六十五番一

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者  
名称 NECキャピタルソリューション株式会社

代表者の氏名 代表取締役 安中 正弘  
住所 東京都港区港南二丁目十五番三号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
名称 株式会社ツルハ

代表者の氏名 代表取締役 鶴羽 順  
住所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十二号

三 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十八年五月二日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千百八十一平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 五十四台

2 駐輪場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 三十四台

3 荷さばき施設的位置及び面積  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 面積 二十四平方メートル

4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 容量 五立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(一) 開店時刻 午前七時  
(二) 閉店時刻 午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前六時三十分から午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(一) 数 三か所  
(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

平成二十七年九月一日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

福島県告示第六百七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年九月十五日から同年十月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十七年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル郡山横塚店 福島県郡山市横塚二丁目二百番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百七十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年九月十五日から同年十月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十七年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社イトーヨーカ堂 平店 福島県いわき市平六丁目六番地二
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十七年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
東白川郡塙町大字湯岐字湯岐一三から一五まで

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。  
(森林保全課)

福島県告示第六百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十七年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十七年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三四九号	東白川郡矢祭町大字上関河内字上町一六番地先から 同 郡同 町大字上関河内字田中前九八番地先まで	平成二十七年九月一五日

(道路計画課)

福島県告示第六百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十七年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十七年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日

一般国道二一五号

相馬市山上字間ノ次郎九七番地先  
から  
同 市山上字間ノ次郎四八番二地  
先まで

平成二十七年九月一日

(道路計画課)

福島県告示第六百七十五号

福島県財務規則(昭和三十一年福島県規則第十七号)第二百四十五条の規定により、平成二十八年年度及び平成二十九年年度において、福島県を発注者として、一般競争入札(以下「競争入札」という。)の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のとおり定める。  
平成二十七年九月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

第一 資格の審査を受けることができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、資格の審査を受けることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者

三 資格の審査の申請時において、県税を滞納している者

四 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納している者

五 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のない者

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号のいずれかに該当する者

第二 資格及びその有効期間  
資格は申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第五の第一号の定例申請に係る資格 平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

二 第五の第二号の随時申請に係る資格 資格が認定された日から平成三十年三月三十一日まで

第三 資格の喪失  
資格の認定を受けた者は、第一の第一号又は第二号に該当するに至ったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

一 定例申請 平成二十七年十月一日から同月三十日まで(福島県の休日を含め、例(平成元年福島県条例第七号)第一条第一項に規定する県の休日(以下単に「県の休日」という。)を除く。)を受け付ける。

二 随時申請 平成二十八年四月一日から、県の休日を除き、随時に受け付ける。

第六 申請書等の提出先

資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先(県内に営業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課)に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四一五二二一 七五六三
福島県中地方振興局出納室	九六三三八五四〇 福島県郡山市麓山一丁目一番一号	〇二四一九三五 一四七二
福島県南地方振興局出納室	九六一一〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四八二二三 一六五四
福島県会津地方振興局出納室	九六五二八五〇一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四二二二九 五四七二
福島県南会津地方振興局出納室	九六七一〇〇〇四 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	〇二四一六二二 五三五二
福島県相双地方振興局出納室	九七五二〇〇三一 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	〇二四四二二六 一三〇二
福島県いわき地方振興局出納室	九七〇一八〇二六 福島県いわき市平字梅本一五番地	〇二四六一二四 六〇四三

第七 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出

## 公 告

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならぬ。

一 商号又は名称  
二 代表者の氏名  
三 住所又は主たる事務所の所在地  
四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項

第九 この告示に関する問い合わせ先  
福島県出納局入札用度課

(入札用度課)

## 公告第218号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察本部庁舎整備（建築）工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年9月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県警察本部庁舎整備（建築）工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年8月4日
- 4 落札者の氏名及び住所  
青木あすなろ建設株式会社 東京都港区芝四丁目8番2号
- 5 落札金額  
7,722,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成27年6月12日

(施設管理課)

## 公告第219号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察本部庁舎整備（電気）工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」とい

う。) 第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年9月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県警察本部庁舎整備(電気)工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年8月4日
- 4 落札者の氏名及び住所  
大槻電設工業・広栄電設特定建設工事共同企業体 福島県福島市鎌田字卸町13番地
- 7
- 5 落札金額  
2,104,596,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成27年6月12日

(施設管理課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十九号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条第四項(第八十条、第九十条第一項、第一百零一条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百二十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十七年九月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

変更前	特定医療法人明智会介護老人保健施設ライフサポート 寧寧	変更後	医療法人明智会介護老人保健施設ライフサポート 寧寧	変更年月日	平成二十七年八月一日
-----	-----------------------------	-----	---------------------------	-------	------------

福島県人事委員会

公告第十号

平成二十七年年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(第二回)を次のとおり行います。

平成二十七年九月十五日

福島県人事委員会

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	農業土木 土 木	採用予定人員	四名程度 十三名程度	受験資格	昭和五十五年四月二日から平成六年四月一日までに生まれた者(学歴は問いません。)又は平成六年四月二日以後に生まれた者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除きます。)を卒業したもの若しくは平成二十八年三月末日までに卒業見込みのもの若しくはこれらの者と同等の資格があると人事
------	-------------	--------	---------------	------	--

区分	試験期日	試験地	合格者発表
第一次試験	平成二十七年十一月十五日(日)	福島市	平成二十七年十一月二十日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成二十七年十二月四日	福島市	平成二十七年十二月十八日

- 二 試験の方法及び内容
- 1 第一次試験
- (一) 教養試験(多肢選択式) おりとしします。
  - (二) 専門試験(多肢選択式) おりとしします。
- 2 第二次試験
- (一) 口述試験
  - (二) 適性検査
- 三 試験期日、試験地及び合格者発表

委員会が認めるものとしします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 一 日本の国籍を有しない者
- 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 四 受験申込みの手続
- 1 受験申込書の配布  
 受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一―七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。
- 2 受験の申込み  
 受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。
- 3 申込受付期間及び申込受付時間  
 (一) 申込受付期間  
 平成二十七年十月二日(金)から同月二十三日(金)までです(郵便による申込みは、同月二十三日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます)。  
 (二) 申込受付時間  
 月曜日から金曜日まで(平成二十七年十月十二日(月)を除きます。)の午前八時三十分から午後五時十五分までです。  
 ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成二十七年十月二十三日(金)にあつては、午後五時まで)となります。
- 五 給与
- 1 初任給  
 この試験に合格し、採用されると、一八六、〇〇〇円の初任給が支給されます。
- 2 その他の給与  
 職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。
- 六 合格から採用まで  
 合格者名は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に得点順に登載された上、任命権者に提示され、その中から採用者が決定されます。
- 七 問い合わせ先  
 この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。

日(金)

(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

日(金)

(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

別表一  
教養試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

社会科学（7）、人文科学（7）、自然科学（6）、文章理解（7）、判断推理（8）及び数的推理・資料解釈（5）

別表二

専門試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

区分試験	出題分野
農業土木	数学・物理（2）、応用力学（2）、水理学（3）、測量（2）、土壌物理（2）、農業水利・土地改良・農村環境整備（10）、農業土木構造物（4）、材料・施工（2）及び農学一般（3）
土木	数学・物理（2）、応用力学（7）、水理学（5）、土質工学（3）、測量（2）、土木計画（都市計画を含む。）（6）及び土木施工（5）

（採用給与課）